保に取り組む。

再掲の施策群
○　体験活動や読書活動の充実
○　伝統や文化等に関する教育の推進
○　子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援
○　学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

目標（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校，日本語能力，複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し，一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて，ライフステージ全体を通じて，多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

（測定指標）
・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち，実際に作成されている児童等の割合の増加
・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

○　特別支援教育の推進

・　障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ，障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち，障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に十分に教育を受けられるよう，一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備する[86]。そのため，基礎的環境整備を進めつつ，個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて，幼稚園，小・中学校，高等学校，特別支援学校等に在籍する障害のある子供が合理的配慮の提供を受けながら，適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また，小・中学校等と特別支援学校とが連携しつつ，学校の教育活動全体を通じた障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層の推進を図る。さらに，校長のリーダーシップの下，特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに，最新の知見を踏まえながら，全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。あわせて，就学前の早期発見や適切な支援が行われるよう，教育委員会と福祉部局などの関係機関との連携を促進する。
・　高等教育段階において，障害者の教育機会の確保に向けたノウハウを集積した，障害のある学生支援スタンダードの確立・共有に取り組む。

○　不登校児童生徒の教育機会の確保

・　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ，個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに，不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課

86 障害者の権利に関する条約（平成26年1月批准）第24条において，締約国には，人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system，包容する教育制度）を整備することが求められている。